資料４

釧路市地域公共交通活性化協議会規約　新旧対照表

新	旧	備考
釧路市地域公共交通活性化協議会規約 （前略） （事務局） 第９条　協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を釧路市総合政策部都市経営課に置く。 ２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （中略） 附　則 この規約は、平成２８年３月２２日から施行する。	釧路市地域公共交通活性化協議会規約 （前略） （事務局） 第９条　協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を釧路市総合政策部企画課に置く。 ２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （中略） 附　則 この規約は、平成２８年３月２２日から施行する。 附　則 この規約は、令和７年４月１日から施行する。	（変更） （追加）

釧路市地域公共交通活性化協議会事務局規程　新旧対照表

新	旧	備考
釧路市地域公共交通活性化協議会事務局規程 （前略） （職員等） 第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 ２　事務局長は、釧路市総合政策部都市経営課政策推進主幹をもって充てる。 ３　事務局員は、釧路市の職員をもって充てる。 （中略） 附　則 この規程は、平成２８年３月２２日から施行する。 附　則 この規程は、平成２９年６月７日から施行する。	釧路市地域公共交通活性化協議会事務局規程 （前略） （職員等） 第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 ２　事務局長は、釧路市総合政策部企画課政策推進主幹をもって充てる。 ３　事務局員は、釧路市の職員をもって充てる。 （中略） 附　則 この規程は、平成２８年３月２２日から施行する。 附　則 この規程は、平成２９年６月７日から施行する。 附　則 この規程は、令和７年４月１日から施行する。	（変更） （追加）